

教務規定の改定について（お知らせ）

教務部

8 気象警報時の措置について

適用される「気象警報」

「暴風警報」・「大雪警報」・「暴風雪警報」
「大雨警報」 （警戒レベル 3 以上）
「土砂災害警報」 （警戒レベル 3 以上）
（注）円山川上流に「河川氾濫警報」（警戒レベル 3 以上）が発令され、登校が危険と判断される場合は、登校を見合わせて学校に連絡すること。その場合は「公欠」扱いとする。

適用されない「気象警報」

「波浪警報」・「津波警報」

このうち「気象警報」が「養父市」（あるいは兵庫北部または但馬南部）及び「朝来市」「豊岡市・香美町・新温泉町」（あるいは但馬北部）に発令された場合は、次のように行動すること。

1 平常授業日等の気象警報発令時の措置

気象警報発令地域	養父市に発令（または <u>兵庫</u> 北部または但馬南部）	朝来市、豊岡市、香美町、新温泉町だけに発令（または但馬北部）
① 6：30の時点で発令	臨時休校とする	発令地域の生徒は公欠とする（その他の生徒は登校）
② 6：30から始業時間までに発令	臨時休校とする 登校中の場合は安全に配慮して帰宅する	発令地域の生徒は公欠とする 登校中の場合は安全に配慮して帰宅する

2 考査期間中及び午前中授業日の気象警報発令時の措置

- （1）午前6：30の時点で養父市（または兵庫北部または但馬南部）に警報が発令されている場合、もしくは、始業までに警報が発令された場合は、臨時休校とする。
- （2）臨時休校となった日の考査は、当初考査時間割の最終日の翌日に実施する。

3 交通途絶時の措置

- （1）山陰本線の八鹿駅を含む区間が事前に計画運休を行う場合、または始発より計画運休を実施する場合は、該当日を臨時休業とする。
- （2）警報が発令されていなくても、地域により公共交通機関が不通など、登校に支障がある場合は公欠とする。その他、状況により協議のもと、公欠にする場合がある。

附則 この規程は令和8年6月1日より施行する。

※ 防災気象情報が変更されたことに伴う改訂です。